

東京建築士会 目黒支部 会則

第一章 総 則

(会の名称)

第1条 本会は、東京建築士会 目黒支部と称し、略称をMAGとする。(以下本会と称する。)

(支部)

第2条 本会は、一般社団法人東京建築士会(以下(一社)東京建築士会と称する。)の「支部名称使用に関する規程」に従う。

(対象区域)

第3条 本会の対象区域は、目黒区を基本とする。

(目的)

第4条 本会は、建築士としての社会的責任に基づき、建築の専門家団体として目黒の地域社会に貢献する事、並びに会員相互の連携・親睦を図る事、および建築士の社会的地位向上と発展を目指す事を目的とする。

2 本会は、政治・宗教に関する活動は行わないものとする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達するために、下記の事業を行う。

- 1) 建築士として、地域社会に貢献する事業。
- 2) 他の建築関連団体と協働して行う事業。
- 3) 会員への情報提供など資質向上を図る事業。
- 4) その他本会の目的を達するために必要な事業。

(事務所)

第6条 本会は、事務所を目黒区内におき、詳細は別に定める。

第二章 会 員

(会員)

第7条 本会の会員は次の3種とする。

- 1) 正会員 本会の目的に賛同し、(一社)東京建築士会の正会員である個人。
- 2) 準会員 正会員以外で、本会の目的に賛同する個人。
- 3) 賛助会員 正会員、準会員以外で、本会の目的または事業に賛同する個人または団体。

(入会)

第8条 本会に入会する者は、所定の入会申込書を理事会に提出する。

2 入会は理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(退会)

第9条 本会を退会する会員は、書面をもって理事会に申し出なければならない。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合、理事会の決議でその会員を除名することができる。会長はこれを総会に報告する。

- 1) 本会の名誉を毀損した場合。
- 2) 第4条の目的に反する行為をした場合。
- 3) 会費の滞納が2年以上あった場合。
- 4) その他、理事会により除名が適当と認められる場合。

2 会員の除名に関する詳細は、別に定める。

(禁止事項)

第11条 本会は以下の事項を禁止する。

- 1) 政治・宗教に関する活動。

- 2) 理事会の承認を得ずに本会の名称を使用すること。

第三章 役員

(役員)

第12条 本会には次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名
- 3) 理事 5名以内（会長、副会長を含む）
- 4) 監査役 2名

(役員を選任・解任)

第13条 役員は次の方法で選任する。

- 1) 理事は会員の選挙により選任し、総会で承認する。
- 2) 会長は理事により互選する。
- 3) 監査役は理事会の推薦により総会で選任する。

(役員の会務及び任期)

第14条 役員会の会務及び任期は次の通りとする。

- 1) 会長は本会を代表し会務を執行する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故等が生じ会務が執行出来ない時は、予め会長が指定した順位によって、その会務を代行する。
- 3) 理事会より指名を受けた理事は総務及び会計の会務を執行する。
- 4) 監査役は随時本会の会計を監査し総会に報告する。
- 5) 理事は監査役を兼務出来ない。
- 6) 役員会の任期は2年とし、重任または再任を妨げない。
- 7) 会長の重任は2期までとする。

第四章 会議

(会議の種類)

第15条 本会の会議は総会、臨時総会、理事会および定例会とする。

(総会)

第16条 総会は、毎年事業年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。

- 2 総会は正会員の過半数の出席（委任状を含む）で成立する。
- 3 総会の議決は、出席正会員の過半数の賛成により決議する。
- 4 総会の詳細は、別に定める。

(臨時総会)

第17条 会長は臨時総会を招集できる。

- 2 理事の過半数、または会員の1/3以上の署名による要求があった場合は、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 3 臨時総会の成立および決議方法は総会に準じる。
- 4 臨時総会の詳細は、別に定める。

(総会及び臨時総会の決議事項)

第18条 次の事項の決議は、総会または臨時総会で行なう。

- 1) 会則の変更。
- 2) 事業報告書および収支決算書の承認。
- 3) 事業計画書および収支予算書の承認。
- 4) 理事の承認、および監査役の解任ならびに選任。
- 5) 本会の解散および清算。
- 6) その他理事会で必要と認めた事項。

(理事会)

第19条 理事会は、別に定めるところにより、定例会の承認を得て会務を執行する。

(定例会)

第20条 定例会は、別に定めるところにより、理事会の決議事項を承認し、また広く会員の提案、意見を諮る。

第五章 会 計

(経理)

第21条 本会の経費は、本会会費、本会の事業から生ずる収入、寄付金、(一社)東京建築士会からの支部支援金、その他の収入で支弁する。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第六章 補 則

((一社)東京建築士会への報告)

第23条 本会は(一社)東京建築士会に対して、「支部名称使用規程」に基づく報告を行う。

(補則)

第24条 この規定に定めるほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で細則に定める。

付則

本会則は、平成25年4月1日から施行する。

東京建築士会 目黒支部 細則

総 則

(目的)

第1条 本細則は、東京建築士会 目黒支部会則を補足する。

(事務所)

第2条 本会事務所の所在地は、東京都目黒区八雲4-5-4とする。

第二章 会 員

(除名)

第3条 本会会員が、本会会則第10条、第11条に抵触する場合、本会は理事会の決議を経て、その会員を除名することが出来る。

第三章 役 員

(理事選挙)

第4条 理事選挙に於ける選挙権は次の通りとする。

- 1) 正会員は、本会理事選挙の被選挙権及び投票権を有する。
- 2) 準会員は、本会理事選挙の投票権のみを有する。
- 3) 賛助会員は、被選挙権および投票権を有しない。

(選挙管理者)

第5条 理事会は、理事選挙日を決定し、その2ヶ月前までに選挙管理者を定めて定例会の承認を得る。選挙管理者は3名以上とし、内2名以上を正会員とする。選挙管理者は速やかに協議の上、代表を定める。

第6条 選挙管理者は、被選挙人名簿を理事選挙日の1ヶ月前までに有権者に通知する。有権者は理事選挙日までに理事定数と同数名を投票し、選挙管理者は得票数順に当選者を決定する。得票数が同じで定数を超える場合は、選挙管理者立ち会いの上抽選にて決定する。

(役員)

第7条 新理事は、総会終了後速やかに理事会を開催し会長を互選する。

第8条 理事会は、総会終了後速やかに各担当理事を指名し、担当理事は速やかに前任者からの引き継ぎを行なう。

第9条 理事は以下による。

- 1) 理事は任期満了後も後任者が就任するまでその会務を行う。
- 2) 各担当理事は会員の中から担当理事補佐を選任することができる。その任期は理事と同じとする。
- 3) 担当理事がその会務を行えなくなった時は、後任者が就任するまで理事会が代行する。

第10条 監査役は以下による。

- 1) (なし)

第四章 会 議

(総会)

第11条 通常総会の開催にあたって会長は、その日時・会場・議題を2週間以上前に会員に連絡する。

(臨時総会)

第12条 臨時総会の招集にあたって会長は、その日時・会場・議題を、会員に1週間以前に連絡する。

第13条 総会又は臨時総会が招集された時、会員は出欠の連絡を行うとともに、欠席する場合は会長に委任状を提出する。

(理事会)

第14条 理事会は会長が招集する。

第15条 理事の過半数が理事会の開催を求めた場合は、会長は理事会を開かなければならない。

第16条 理事会は総会の開催に先立ち、監査役候補者を総会に推薦しなければならない。

第17条 理事会は委員会からの要請に基づいて、本会会員を外部機関に推薦し、または推薦を取り消す事が出来る。

第18条 理事会は、以下の事項を決議または承認出来る。ただし、決議事項は定例会の承認を得る事を要する。

- 1) 細則の変更の決議。
- 2) 慶弔費の支出及びその額の決議。
- 3) 委員会の設立及び解散の決議、並びに事業の監査。
- 4) 委員会の委員長及び副委員長の承認。(委員長及び委員長補佐の承認に関しては、定例会の承認を要しない。)
- 5) 委員会の研究成果等の外部発表の承認。(研究成果等の外部発表の承認に関しては、定例会の承認を要しない。)
- 6) 本会に功績のあった会員を特別理事とする決議。

(定例会)

第19条 定例会は、理事会が月に1度定期的に招集する。但し、8月と12月は除く。

第20条 定例会では以下の事項を行なう。

- 1) 理事会の決議事項の承認。
- 2) 各委員会の活動状況報告、勉強会、以降の定例会開催日の決定、自由討論、その他。

(委員会)

第21条 正会員及び準会員は、必要に応じて理事会に委員会の設置を求める事が出来る。

第22条 委員会の委員長及び副委員長は、それぞれの委員会で互選し、理事会の承認を得る。

第23条 委員会の運営方法については、その委員会の構成メンバーで決議する事が出来る。但し、理事会の事業監査を受ける。

第五章 会 計

(会計)

第24条 会費及び会計は以下による。

- 1) 会費の額は理事会が定め、会員はその年度の6月末日までに納付する。
- 2) 本会の会計は会計理事が担当し、随時監査役の監査を受け、総会で承認を得る。
- 3) 納入された会費は返却しない。
- 4) 正会員と準会員の会費は年額6千円とする。

(慶弔規定)

第25条 正会員ならびに準会員本人が死亡したときは10,000円を基準とし、遺族に対して死亡弔慰金を支出することができる。

第六章 補 則

(補則)

第26条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により決定する。

附則 この規定は、平成25年4月1日から施行する。